

国保・年金だより

限度額適用認定証

70歳未満の方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、入院時の窓口での支払いが限度額までとなり、高額療養費申請の必要がなくなります。入院される方は、市民課国保年金係または白沢総合支所市民福祉課で交付申請をしてください。（社会保険等に加入している方は、ご加入の健康保険での手続きとなります。）

※国民健康保険税に未納がある場合、この制度を利用できないことがあります。

■認定証をお持ちの方へ

現在交付している限度額認定証の有効期限は7月31日までです。8月以降も入院される方は、再度申請が

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100円+ (医療費 -267,000円) × 1%	44,400円
上位所得 ※1	150,000円+ (医療費 -500,000円) × 1%	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 上位所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える所得となります。所得の申告をしていない方がいる世帯も上位所得としてみなされます。

※2 過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支払が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

【4回目以降も3回目までの限度額で請求となった場合】
高額療養費の手続きが必要となります。

※手続きに必要なもの…病院等の領収書、世帯主の通帳、認印

必要ですので、保険証と印鑑（認印）、有効期限を過ぎた認定証を持参の上、申請してください。
なお、限度額は前年の所得に基づいて決定しますので、病院などへの支払額が、前年度と変更になる場合があります。

後期高齢者医療

■被保険者証の更新について

現在、後期高齢者医療に加入している方の保険証の有効期限は7月31日までです。新しい保険証が届きましたら、有効期限が「平成23年7月31日」と記載されている桃色の保険証を市役所市民課、または白沢総合支所市民福祉課へお返しください。

なお、保険証が届かなかつたり、記載内容に過りや不明な点がありましたら、市民課国保年金係までお問い合わせください。また、住民税非課税の方などに交付されている「限度額適用認定・標準負担額現減額認定証」も有効期限が7月31日までです。引き続き交付を受ける場合は、被保険者証と認印を持参の上、更新の手続きをしてください。

■平成23年度保険料のお知らせ

平成23年度の後期高齢者医療保険料賦課決定通知書と納入通知書を8月中に送付します。また、すでに4月以降の年金から特別徴収（年金から天引き）が始まっている方にも通知書を送付しますので、ご確認ください。

なお、4月以降の年金から特別徴収となっている方は、保険料が確定したことに伴い、今後、年金から天引きされる保険料の額が調整されます。

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係

（内線125～127）

国民年金保険料の免除制度

国民年金には、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な場合、全額または一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）の制度があります。

■免除までの流れ

免除の申請をすると、申請者本人とその配偶者、世帯主の前年所得について年金事務所で審査し、所得額によって免除もしくは却下の判定がされ、その通知が送付されます。

■免除の期間

免除の期間は、毎年7月分から翌年6月分です。現在は平成23年7月分から平成24年6月分までの申請ができます。結果が出るまで時間がかかりますので、早めの申請をお願いします。

■特例による免除の取り扱い

失業・倒産・事業の廃止や天災などにあわれた方は特例

の取り扱いとなりますので、そのことを証明できる書類（失業であれば雇用保険受給者資格証や雇用保険被保険者離職票等）を添えて市民課国保年金係で申請してください。

■一部免除の承認となった場合の注意事項

一部免除の承認となった場合、その期間の一部納付分を納付しないときは未納期間として取り扱われますのでご注意ください。また、申請が却下された場合も保険料を納めないときは未納期間となります。

■平成23年1月1日以降に本宮市に転入された方について

申請者、配偶者、世帯主が平成23年1月1日以降に本宮市に転入された方については、平成23年1月1日に住民登録されていた市区町村から平成23年度（平成22年分）所得証明書を取得し、免除申請書に添えて申請してください。

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係 ☎33-1111（内線125～127）
白沢総合支所 市民福祉課 ☎44-2111



◆問い合わせ先

生涯学習センター(中央公民館内)
本宮字矢来39-1 ☎33-2611
白沢公民館
白岩字堤崎500 ☎44-2350

The CORNER of LEARNING / CULTURE / SPORTS



中央公民館では7月7日・14日の2回にわたり、手織りインストラクターの大谷美代子先生を講師に「手織り講座 夏用のシヨール」を開催しました。自宅でも手軽に織れる卓上機を使い、綿素材で平織りのシヨールを織りあげました。受講者は完成するとまた次の楽しみができる機織りならではの楽しさ、魅力にふれ、物作りの楽しさを味わいました。

気分は織り姫 夏用シヨール
手織り講座

健やかな成長を願って ～つるし雛講座～



白沢公民館では、郡山市の村上康子先生をお迎えし、7月3日、10日、24日の3回にわたって「つるし雛」講座を開催しました。

学習会では、型紙の作り方から始まり、ちりめんの生地からうさぎ・椿・さるぼぼ・鱗^{うろこ}を制作しました。椿は美しい女性に成長するよとの、鱗^{うろこ}は魔除けや厄除けの願いが込められています。

受講者は、小さな布に子どもたちへの様々な願いをこめて、熱心に制作していました。



運動不足解消に自宅でできる簡単な運動 ～生涯学習講座～

白沢公民館主催の生涯学習講座「自宅でできるかんたんストレッチ&筋力トレーニング」を、7月に全3回のコースで開講しました。

反動をつけないで行うストレッチや、スロートレーニングの仕方などを教えていただきました。食事は和食中心で、よくかんで食べ、さらに運動すると効果が上がることを学びました。

受講者は、続けることが大切であると知り、講座後の効果に期待しながら、運動に励んでいました。



Q 1 埋蔵文化財包蔵地とは何ですか。

A 縄文時代や弥生時代以来、本宮市内に古くから人々が暮らし始めて、地中に土器や遺構(住居跡・溝跡・古墳)などを残しています。これらの遺跡を埋蔵文化財包蔵地といいます。

Q 2 どこに行けば遺跡範囲などが分かりますか。

A 生涯学習センターや歴史民俗資料館に遺跡台帳があります。ここで遺跡範囲に入っているかどうか分かりま

埋蔵文化財 Q&A

す。遺跡範囲内が全て発掘が必要なわけではないので、字名や地番だけでなく開発予定地の平面図などをお持ちいただくと遺跡範囲内の調査が必要かどうか明確になります。

Q 3 遺跡範囲内の土木工事をしたいのですが、どうすれば良いのですか。

A 遺跡は本来できるだけ現状のまま後世に残していかなければいけない文

化遺産です。開発が必要な場合には届出書の提出が必要です。

詳しくは、生涯学習センター(☎33-2611)または歴史民俗資料館(☎33-2546)にお問い合わせください。

